

中国の中小企業の資金調達

—日本型信用保証制度の導入の可能性—

銭 誠

本論文は、中国における中小企業が直面する資金調達の問題を分析した論文である。私は、本論文において、中国中小企業の資金調達の現状の問題点を明らかにした上で、この問題の解決策として、日本型信用保証制度の中国への導入の可能性について考察を行った。

論文は5つの章から構成されている。以下、その内容について概略を説明する。

第1章は、中国における中小企業の発展と現状についての分析である。まず、中国における「企業」という概念について説明がなされる。中国では、時代や政策目的の差異によって、企業を分類する方法がまちまちである。例えば、経済部門による分類、機械化の程度による分類、企業規模による分類、あるいは法的観点から、企業の所有権に基づく分類などがある。本論文と深く関わっているのは、企業規模による分類と企業の所有権に基づく分類方法である。次に、中国の中小企業の特徴と役割について分析が行われる。中国の中小企業は、その数が多いこと、規模が小さいこと、また特定分野に専門化していることがその特徴として挙げられる。他方、これら中小企業は、ひとつひとつの企業規模は小さいが全体として数が多いことから国民経済における重要な地位を占めている。これら企業は技術革新を先導し、雇用圧力の緩和と社会の安定に貢献し、市場経済体制における重要な構成要素として、その役割を果たしている。しかし、中国の中小企業は、資金を十分に調達することが困難であり、経営管理も未だ不十分である。また、人材の欠如や短期的利益を優先させる傾向が強く、長期的な戦略を欠くという問題もある。

第2章は、中国における中小企業の資金調達の現状と問題点についての考察である。この章において、まず、中国の金融システムの仕組みについて、続いて資金調達の現状について説明がなされる。中小企業が利用できる資金調達手段として、内部金融と外部金融がある。外部金融は直接金融と間接金融にわけることができる。分析を通じて、中国の中小企業は内部金融による資金調達も、外部金融による資金調達も、ともに困難であることが判明する。さらに、中国の中小企業の内部の問題として、貧弱な財務管理や担保などの問題があり、他方、企業外部の問題として、政策や法律が不完全であること、金融システムの発展の遅れ、信用保証制度が不完全であることなどの問題があり、これらの問題が複合的に資金調達難の原因になっていることが明らかにされる。

第3章は中国の信用保証制度についての考察である。中国の信用保証制度の歴史は1992年に遡ることができる。この20年あまりの間に、中国は独自の信用保証制度を構築した。この章において、中小企業信用保証機構の種類、推移、信用保証制度の対象企業と利用条件など、信用保証制度の仕組み及びその特徴について考察が行われる。中国の信用保証制度は「一体両翼三層」の構造を有する。また、その特徴として、県レベルの保証機構が主体である場合には、サービスの対象が小企業であること、リスク・コントロールが強いことを挙げることができる。他方、中国の信用保証制度の問題点としては、発展のアンバランス、運営の不統一、大型プロジェクトの優先（中小プロジェクトの無視）、再担保制度の欠如等が指摘される。これらの問題点は中国政府が解決すべき喫緊の課題となっている。

第4章は、日本の信用保証制度が分析される。この章において、日本の信用保証制度の歴史及び現状、

日本の信用補完制度の仕組み、信用保険の仕組み、利用できる企業の規模・業種、保証の限定額、信用保証料などについて考察が行われる。信用補完制度は日本の信用保証制度の独特な制度として、信用保証協会を強化させ、中小企業の金融の円滑化に大きな役割を果たしていることが明らかにされる。最後に、信用保証協会の実績、信用保証協会の資金源及び日本の信用保証制度の特質と優位性が考察される。

第5章においては、日本型信用保証制度を中国に導入する可能性が検討される。考察は日中信用保証制度についての比較から始まる。日中それぞれの信用保証制度に関する法規、構造、運営方法、及び再保険システムについての比較を通じて、日中の信用保証制度の共通点と相違点を見いだす。これを基に中国が日本型信用保証制度を導入する必要性及び可能性について検討がなされる。考察の結果、日本のような政府系金融機関や法律の整備、関連金融機関の設立及び調整、人材の養成、企業情報の公開及び信用保証制度の全国的普及などの条件を整備すれば、中国は日本型信用保証制度の精髓部分を導入することが可能であるとの結論に達した。もっとも、現時点では、中国は日本とはイデオロギーや政治方針などが異なっているゆえ、日本型の信用保証システムそのものをそのまま中国に導入することは困難であるし、また必ずしもそのままの形で導入する必要もない。しかし、日本の信用保証制度は、中国の信用保証システムの今後の発展において参考にする価値は十分ある。すなわち、日本型信用保証制度をそのまま中国に移植ができなくても、そのエッセンス部分を中国の信用保証制度の中に移植すべきである。